

## 令和3年度 早期退職に係る募集実施要項

定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例（平成26年坂町条例第1号）の規定に基づき、早期退職希望者の募集を行います。

募集の対象	令和4年3月31日現在、勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が定年年齢から15年を減じた年齢以上の者
募集人数	若干名
退職すべき期日	令和4年3月31日
募集の期間	令和3年6月1日から令和3年10月23日まで (ただし、募集の期間を延長することがある。)
応募の手続	<ul style="list-style-type: none"><li>・「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」に必要事項を記入の上、募集の期間内に総務課に提出する。</li><li>・選定後、認定又は不認定の通知を令和3年11月30日までに交付する。</li><li>・応募申請書の提出後、募集の期間が終了するまでの間に応募を取り下げたい場合は、「早期退職希望者の募集に係る応募取下申請書」を応募申請書と同様の方法で提出する。</li><li>・早期退職の認定を受けた者については、退職願を令和4年3月末日までに提出するものとする。</li></ul>
問い合わせ	総務課 人事係
<p><b>※注意事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・次のいずれかに該当する職員は応募をすることができません。<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 非常勤職員、臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員</li><li>(2) 令和4年3月31日までに定年に達する職員</li><li>(3) 令和3年6月1日（募集開始日）において懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）を受けている者又は令和3年6月1日から令和3年10月23日までに懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた者</li></ol></li><li>・応募者が次のいずれかに該当する場合は、不認定とする。<ol style="list-style-type: none"><li>(1) この募集実施要項に適合しない場合</li><li>(2) 応募後に懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けた場合</li><li>(3) 懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合、その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合</li><li>(4) 引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要と認める場合</li></ol></li></ul>	